

4. 古代集落としての山三賀II遺跡

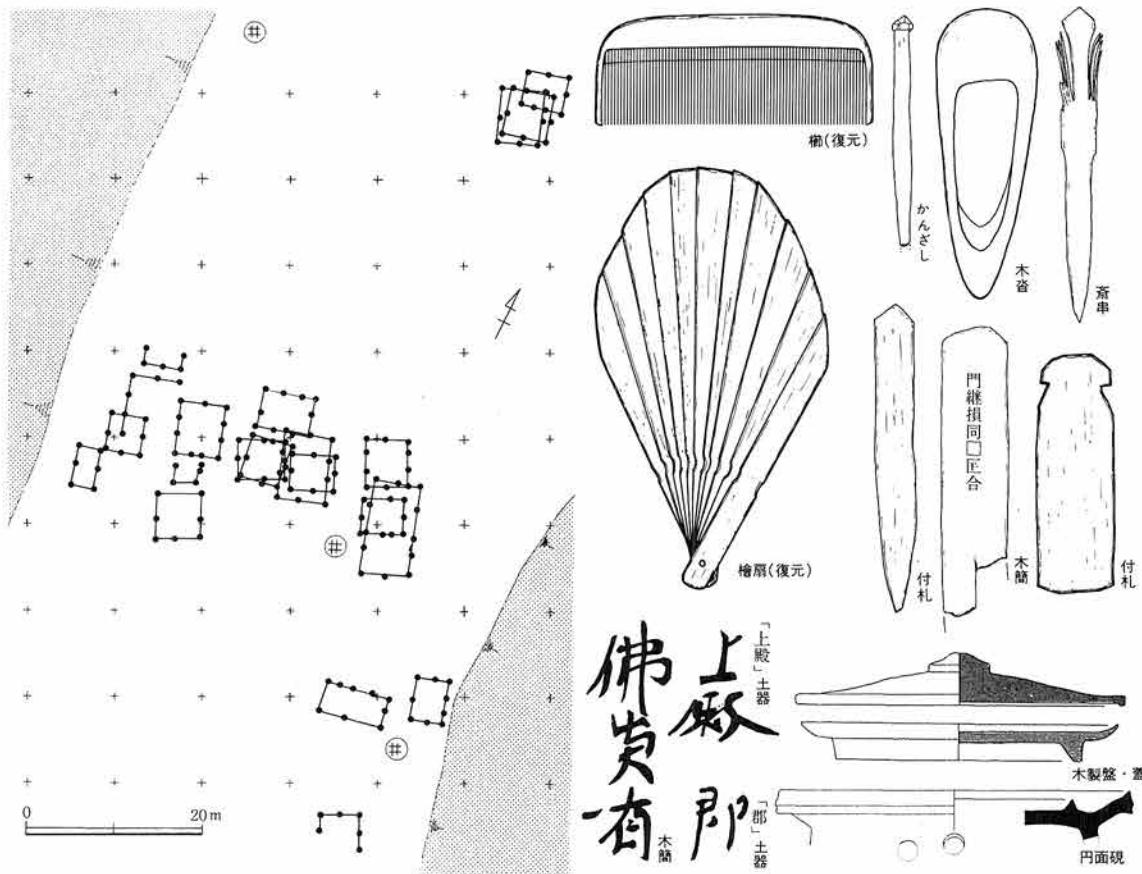
A. 成立とその背景

山三賀II遺跡は砂丘上に営まれた奈良・平安時代の集落跡である。今回調査したのは13,600m²であるが、集落跡全体からみればその一部にすぎない。そのため、この集落についてさまざまな問題を分析することはむずかしい。しかし、今回の調査成果をまとめ、若干の考察を述べておきたい。遺跡についてこれまで述べてきた成果は、以下のようにまとめられる。

1. 遺跡は8世紀初頭に成立し、9世紀後半に衰退する。この間の約200年間、連續して集落が営まれる。8世紀初頭に集落が成立する前は2世紀以上無住の地であり、9世紀後半以降も近世前期まで無住の地であった。
2. 遺跡はおもに竪穴住居と掘立柱建物から構成される。掘立柱建物は小規模な高床式倉庫と住居（掘立住居）がある。8世紀代までは住居はすべて竪穴住居からなり、9世紀以降、大型の竪穴住居にかわって掘立住居が出現する。高床式倉庫はどの時期にも存在すると推定される。井戸はまったく存在しない。
3. 出土遺物には、帶金具8点、和同開珎2点がある。帶金具の大きさからみて、7位～8位の有位のものが居住していたと考えられる。墨書き土器は約20点あるが、一文字のものが多く、硯は杯蓋を転用したものだけである。
4. 鉄製農工具（鋤鍬先・鎌など）の出土から、農耕集落と考えられる。また鉄滓・紡錘車の出土から集落内で鉄製品と布の生産をおこなっていたと考えられる。

性格 以上の点から、遺跡の性格は有位者を含む農民の集落と結論づけられる。このことは同じ沼垂郡内にある豊浦町曾根遺跡（第89図）との比較から、明確に導くことができる。曾根遺跡は福島潟の湖岸砂丘上に立地した奈良・平安時代の官衙関連遺跡である。この遺跡は出土土器からみて、8世紀前半に成立し、9世紀末葉には衰退する。時期的にまさに本遺跡と重なり、立地条件も砂丘という点で共通している。このような共通点がある反面、遺構・出土遺物のあり方はかなりことなっている。まず、遺構は掘立柱建物ばかりで、竪穴住居は一棟も検出されていない。そして井戸が7基存在する。遺物には墨書き土器が280点もあり、意味・内容がある程度判明するものも含まれている。なかでも「郡」・「上殿」などは注目される。硯には円面硯が数点含まれている。また、きわめて豊富な木製品がある。木簡・荷札・桧扇・櫛・斎串・木沓・かんざし・盤・蓋などである。これらの点からみると曾根遺跡は一般集落ではなく、官衙に関連した性格と規定することができる。そして、木製品は別にして、両者の遺構・遺物の内容を比較すれば、山三賀II遺跡は地方官人になりうる有位者が居住していたとしても、官衙に関連したものではなく、農耕集落ということができる。本遺跡では8世紀代の住居はすべて竪穴であり、9世紀においても住居の多くは竪穴である。硯は円面硯は1点もなく、墨書き土器にしても内容が貧弱である。

成立背景 この集落は8世紀初頭に突如として砂丘上に出現する。調査区内の状況からみると、ここには少なくとも古墳時代中期以降2世紀以上の間、人々が住んだ形跡はない。それでは8世紀初頭に集落が成立する要因は何であろうか。この問題について考えるためには、集落の存在する地域的条件、集落が成立する時期（歴史）的条件、そして集落の立地条件（環境）を明確にする必要があろう。時期的な条件は当然地域的条件と密接にかかわるところである。



第89図 曾根遺跡の遺構・遺物 (家田ほか1981・1982原図、改変)

第一に地域的条件。この集落は古代において、越後国沼垂郡に存在した。沼垂郡は大化3年（647）に畿内王権により渟足柵が設置された地域である。翌年には渟足柵のさらに北側に磐舟柵が設置され、7世紀中葉に阿賀北地方に畿内王権の支配が強く及んだことがわかる。そしてこのことは、阿賀北地方がそれ以前においては畿内王権とのかかわりが相対的に薄く、阿賀野川の南までの地域と明確に一線を画す地域であったことをはっきり示す。阿賀北地方は畿内王権にとって「辺境」であり、「蝦夷」として位置づけられていたのである。『書紀』大化4年条によれば、畿内王権は磐舟柵戸を置き、越と信濃の民を配置しており、「植民」により辺境の開発にあたったことが知られる。沼垂郡の3つの郷のうち足羽・賀地の2郷はともに越前国に起源をもつ郷名であり、実際に移住があったことが推定される。

第二に時期的条件。8世紀初頭の時期は、この地域が律令体制に組み込まれ、安定してゆく時期である。
持続朝の690年頃に越国が三分され、阿賀北地方は越後国となり、大宝2年（702）には阿賀野川の南の蒲原・古志・魚沼・頸城の越中国四郡が越後国に編入され、律令体制下の地方行政組織が安定する。持続4年（690）には飛鳥淨御原令の戸令にもとづく庚寅年籍の作成を契機にして、全国的に国郡里制が施行されたとされ〔原1976〕、大宝2年には大宝律令が天下諸国に頒布され、ここに律令体制の確立をみる。本遺跡が成立するのはまさにこの時期なのである。

第三に遺跡周辺の立地条件。古代の集落が存在した時点での周辺の土地の状況であるが、遺跡が立地する砂丘の内陸側は広大な低湿地が広がっており、水田として利用できる土地ではなかったと考えられる。

1) 持統4年(690)に作成された庚寅年籍の時点で広大な越国が三分された可能性も考えられる〔坂井1983c〕。

現在この地は一面の水田地帯であるが、ここが水田化されたのは近世前期（17世紀中葉）の加治川の分水路である聖籠新川の開削によると考えられる（第II章4A）。それまでは湛水部分をかなり伴う沼地に近い状況であり、水田には不適当な土地であったはずである。したがって、砂丘上は洪水に見舞われることはなく居住に適してはいたものの、水田による農業生産で生活を営む場合、水田は砂丘の内陸側に沿ったところではなく、東側の沖積地の中央に求めなければならなかつたと考えられる。水田と集落との往来はもちろん船によつていたのであろう。

以上の諸条件を勘案するとき、在来の農民が自発的にこの地を選び住んだとはとうてい考えられない。あくまで農業生産を基盤に考えた場合、この土地の生活条件はけつしてよくない。したがって、8世紀初頭の無住の地に集落が成立するその背景に、農民の自律的な要因よりも何らかの外的要因が考えられる。その時期と地域性を重視すれば、律令国家の確立との強い関連性が想定されるのである。

ここで、沼垂郡という地域性を強調するならば、この集落は「柵戸」のような性格であり、その構成員は他地域の人々の移住によるものと考えることもできよう。しかし、この集落の成立は大宝2年以降とみられ、すでに律令制のもとに沼垂郡が機能していた時期であり、渟足柵は城柵としての機能を停止していくものとみられる。したがって、この段階で成立する集落を「柵戸」としてはとらえられない。そして、この集落が出羽に対する東北経営と直接関連したものとの積極的な評価も、また妥当でないと思われる。東北経営に必要な軍事力、たとえば兵士・武器・食料等の供給源としての集落であるならば、もっと鉄器生産にかかる鍛冶工房があつてよいだろうし、なによりも8世紀前半から9世紀後半までの間、継続して営まれる必然性はないであろう。むしろ、農耕村落であったがゆえに、9世紀後半まで再生産により維持されたといえよう。

このようにみてゆくと、律令国家がこの集落を編成した目的は、この地域の生産力を高めるための開発に主眼をおいたものであったと考えられる。この砂丘上には本遺跡ばかりではなく、かなり多くの集落遺跡が存在している。そして、これらの遺跡の多くが、本遺跡とほぼ同じ時期に成立していると予想されることがから、8世紀初頭から前半の時期に、この周辺の地域の集落が一円的に編成されたものと考えられる。

8世紀初頭に出現するこれらの集落は、その成立背景からみて、当然律令制のもとに支配されたであろう。農民は戸籍により掌握され、租税が果せられるとともに、班田収授法により口分田を班給されたはずである。日本の班田制は「農民の水田にたいする権利の弱さを前提としている」〔吉田1976〕といわれるが、この山三賀のように耕地と集落が一体とはならず、かなり距離的に離れていたことはそれを象徴しているようと思われる。逆に言えば、この集落はこうした班田制を実現することを前提に設定された集落であり、その設定にあたって律令国家は農民の律令的支配のための編戸（五十戸一里制）などを考慮したはずである。したがって、この集落は律令国家によって編成された律令制下村落の典型例といえる。律令制のもとに編成された集落であれば、律令体制の変質・弛緩とともに9世紀後半に衰退してゆくことも自然であろう。

1) 他地域からの移住については、出土遺物や遺構のなかに、地域を特定できるようなものはとくにみられない。沼垂郡では足羽・賀地の郷名から、北陸道西部の越前国に出自をもつ人々の移住は十分考えられるところであるが、遺構・遺物に地域的特徴を見い出すことはかなりむずかしいこと

と思われる。そのため、この集落の出自を他国に求めることが妥当かどうかは、現段階では判断できない。いずれにしろこの集落の構成員は律令国家の政策のもとに、他の土地からこの地に移住したものであろう。

B. 山三賀II遺跡と県内の古代集落遺跡

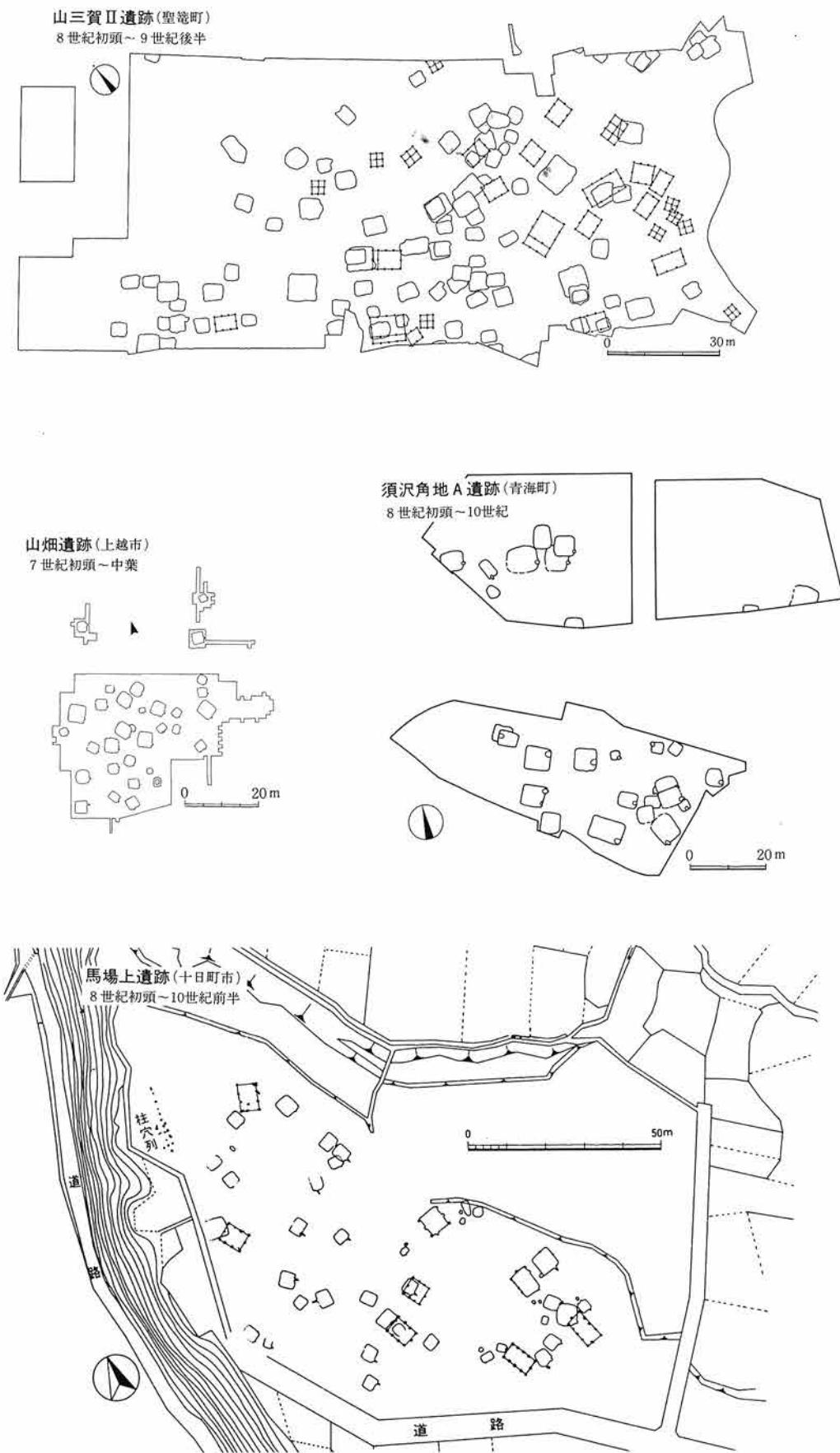
律令期の集落 本遺跡は律令国家との強い関連のもとで生れた集落と考えられるが、このような集落は越後の古代集落のなかで、どのように位置づけられるであろうか。沼垂郡という地域的特性により、これを特殊な集落とみることができるであろうか。以下、県内の古代集落遺跡の事例を検討することにしたい。

県内の古代遺跡の調査は必ずしも多くはないが、竪穴住居を主体にした遺跡はいくつかある。代表的な例は上越市山畠遺跡〔小島1979〕、同一之口遺跡〔新潟県教育委員会1986〕、十日町市馬場上遺跡〔十日町市教育委員会1975・1976〕、青海町須沢角地A遺跡〔土田ほか1988〕などがある(第90図)。山畠遺跡・同一之口遺跡は古墳時代後期の遺跡で、馬場上遺跡・須沢角地A遺跡は奈良・平安時代の遺跡である。本遺跡と同じ奈良・平安時代の2例はいずれも8世紀前半には成立し、10世紀代には廃絶する。馬場上遺跡には居住用の掘立柱建物があるが、須沢角地A遺跡ではこれが明確ではない。いずれにしろ竪穴住居を主体にし、100年から200年は継続して営まれており、構造は山三賀II遺跡ととくにかわるところはない。ここで注目されることは、本遺跡とほぼ同じ8世紀前半に同じような竪穴住居を主体とする集落が形成されていることである。馬場上遺跡は古代律令制下の魚沼郡、須沢角地A遺跡は頸城郡にあり、ともに阿賀北地方のように「辺境」とされている地域ではない。この2例をもってすべてを推測することは危険であろうが、阿賀北地方に限らず、越後においてはこの時期が集落形成のひとつの画期であることが考えられる。そして、10世紀にはこのような集落が衰退してゆくという傾向も同様にうかがうことができる。10世紀以降にはこのような竪穴住居が群をなす比較的の規模の大きい集落はもはや成立することはない。したがって、これらの集落について、8世紀前半という成立時期に着目するならば、前述の山三賀II遺跡と同様に律令体制との関連でとらえることが可能であろう。それは律令体制が崩壊するとされる9世紀末から10世紀にこれらの集落が廃絶することとも表裏一体といえる。このことは律令体制と一体ともいえる官衙遺跡も8世紀前半に成立し、9世紀後半以降衰退してゆく動向とも関連し考慮されることである。以上の点から、山三賀II遺跡のように竪穴住居を主体とした集落は越後における8・9世紀の律令期集落の典型といえる。

律令期以後の集落 山三賀II遺跡が衰退・廃絶する9世紀後半以降の集落遺跡はどのように展開するのであろうか。まず注目されることはこの時期の遺跡のあり方である。それは全県的に9世紀後半以降の遺跡数が著しく増加することである。これまでに調査された遺跡例もこの時期のものが多いし、分布調査で把握される状況も同様である〔坂井1985・坂井ほか1986・坂井1987〕。このような遺跡数の増加はおそらく山三賀II遺跡のような大規模な集落の解体と密接にかかわるであろう。

次に、9世紀後半以降の集落遺跡の構造であるが、代表例として上越市同一之口遺跡(西地区)〔坂井ほか1986〕をあげることができる(第91図)。遺構は掘立柱建物・井戸・土坑・畠(畝状小溝)・溝などであり、竪穴住居はない。これらの分布をみると、掘立柱建物と井戸・土坑がまとまりをもち、これに畠が伴うことがわかる。すなわち、少なくともA・B・C・D群の4つの遺構の単位が存在する。掘立柱建物には住居と倉庫(総柱建物)がある。廻をもつ大規模な総柱建物(A群)は灰釉陶器の集中的な出土からもかなりの有力者の住居と考えられる。図上の方格状の線(網目)は遺構のあり方を勘案して、半町(約55m)間隔で仮に引いたものである。こうしてみると、さきの4つの単位が半町を単位とした条里的地割のもとに配置されていることもうかがえる。それはともかく、この遺跡にみられる集落構造は住居と井戸を基本単位とし、これに倉庫や畠が伴うものであり、それぞれの遺構単位が消費ばかりではなく、農業経営においても自立した単位であり、それぞれが一定の区画からなる「宅(家)地」を所有していたことを示している。山

4 古代集落としての山三賀II遺跡



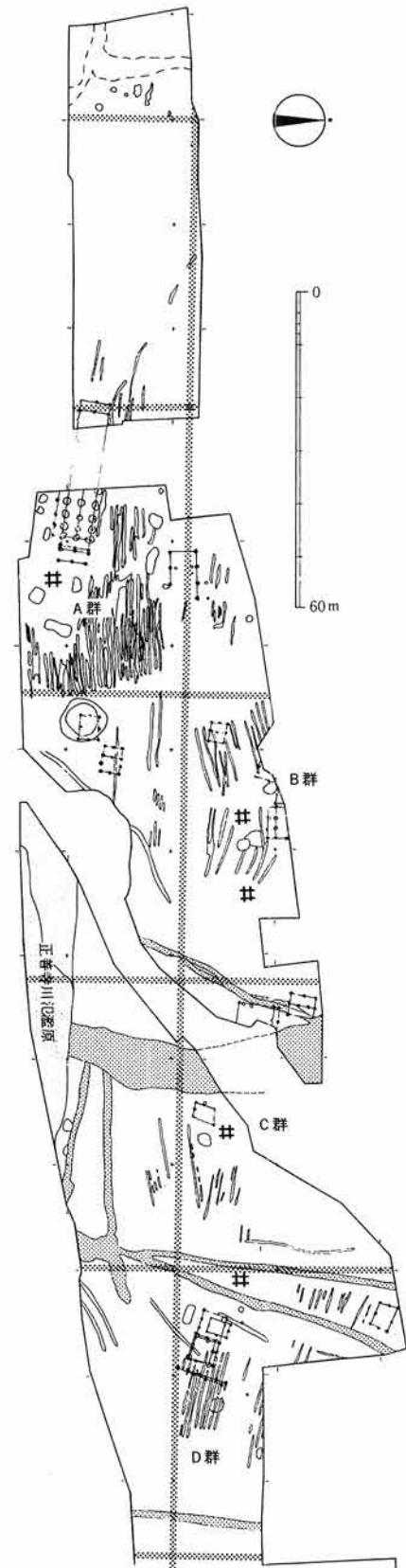
第90図 県内の竪穴住居集落遺跡 (同一スケール, 各報告原図, 一部改変)

三賀II遺跡のような8・9世紀の集落においては竪穴住居がグループを形成していたとしても、それぞれのグループは倉庫を所有しておらず、「個々の家が自立していない族制的な社会」〔吉田1976〕を反映したあり方と考えられる。両者の集落構造のきわだったちがいは、社会そのものの構造変化を感じさせる。9世紀後半以降の集落がすべてこのように「宅地」をもった自立した単位から構成されるとは考えられず、階層差や生活基盤の差により当然その構造もちがったものになろう。¹⁾しかし、ほぼ同時期の新潟市小丸山遺跡〔藤塚ほか1987〕なども同じ遺跡のあり方をしており、越後における地域的な偏差はないものと考えられる。頸城地方が先進地域であり、生産性も高いことから、一之口遺跡のような集落が成立したとは考えられず、一定の有力者は宅地を所有したといえる。

9世紀後半以降の集落は構造ばかりではなく、立地もそれ以前の集落とはことなる傾向がある。山三賀のような砂丘上や馬場上遺跡のような河岸段丘上ではなく、沖積地内の微高地に立地することである。つまり、集落に近接して耕地が得られるような立地であり、ここに集落（宅地）と耕地が一体となった姿をみることができる。山三賀II遺跡が衰退した後、この砂丘上は近世の新田開発まで、まったく人々が住むことはなかった。耕地が近くに存在し、農業生産に適しているところであれば、古代律令期以降中世までの長い間に当然人々が住んだはずである。律令期に国家が集落の形成に介在すればこそ、またそれを受け入れる社会構造であればこそ、農耕を営むうえで不便なところにも、このような大規模な集落が成立したといえる。

1) たとえば、鍛冶工房という性格を想定できるような小規模な遺跡は、この時期によくみられるが、これらは段丘上に立地し、竪穴住居を伴うことが多く〔坂井ほか1987〕、構造のちがいは大きい。

2) このような構造をもつ集落は、他地域ではこれより前から存在する。たとえば、畿内では著名な大阪府高槻市郡家今城遺跡〔原口1977〕にみるように、8世紀代に確認される。したがって、ここで「王朝国家期の集落」とするのは、あくまで越後におけるものである。しかし、8世紀代の集落類型が画一的であるかどうかは、今後の調査例の増加をまって、あらためて検討する必要がある。ただ、8世紀代の土地制度の変化に呼応した動きは考慮に入れておくべきであろう。



第91図 一之口遺跡の遺構分布模式図
(坂井ほか1986より作成)

一之口遺跡に代表できるような集落は律令期以後成立するのであり、社会体制とのかかわりでいうならば、「王朝国家期(前期)」の集落とすることができる。²⁾したがって、山三賀II遺跡と一之口遺跡を古代村落史のなかに位置づければ、両者の構造は越後における「律令(型)村落」から「王朝国家(型)村落」への歴史的变化を典型的にあらわしているといえる。それはまさに社会体制と無関係ではありえない古代集落の実態を反映しているといえよう。

C. 古代における沼垂郡の動向 (第92図・第18表)

最後に山三賀II遺跡に集落が営まれた古代、とくに律令期における沼垂郡の状況について、遺跡の動向から概観し、報告の結びとしたい。

現在、判明している古代遺跡のあり方をみると、本遺跡が成立する8世紀初頭から前半の時期は、集落ばかりではなく、さまざまの遺跡において、大きな画期とすることができます(第18表)。集落は山三賀周辺の砂丘上にいっせいに成立する。こうした状況は山三賀の砂丘と同じ砂丘列にあたる亀田砂丘(新潟市・亀田町・横越村)においてもみられる〔酒井ほか1987〕。おそらく、律令制の成立とともに村落の「再編」がこの時期かなり広汎におこなわれたものと考えられる。沼垂郡は3郷しかなく、令制における5段階の等級では最下の小郡である。したがって、人口・耕地面積はかなり少なく、土地の生産性は低かったであろう。それは沖積地内に水田になりえない広大な砂丘と低湿地が存在したからであろう。この地域の開発には越前などを含めて、他地域からの「移民」によるところが多かったと思われる。当然この背景には国家の力が介在したはずである。

律令制そのものを体現する官衙関連遺跡もこの時期に成立する。遺構・遺物からみて、豊浦町曾根遺跡は沼垂郡衙に關係する遺跡である。この遺跡は郡衙の政庁にあたる郡庁ではないであろうが、8世紀前半に成立し、9世紀後半～末葉には廃絶する。

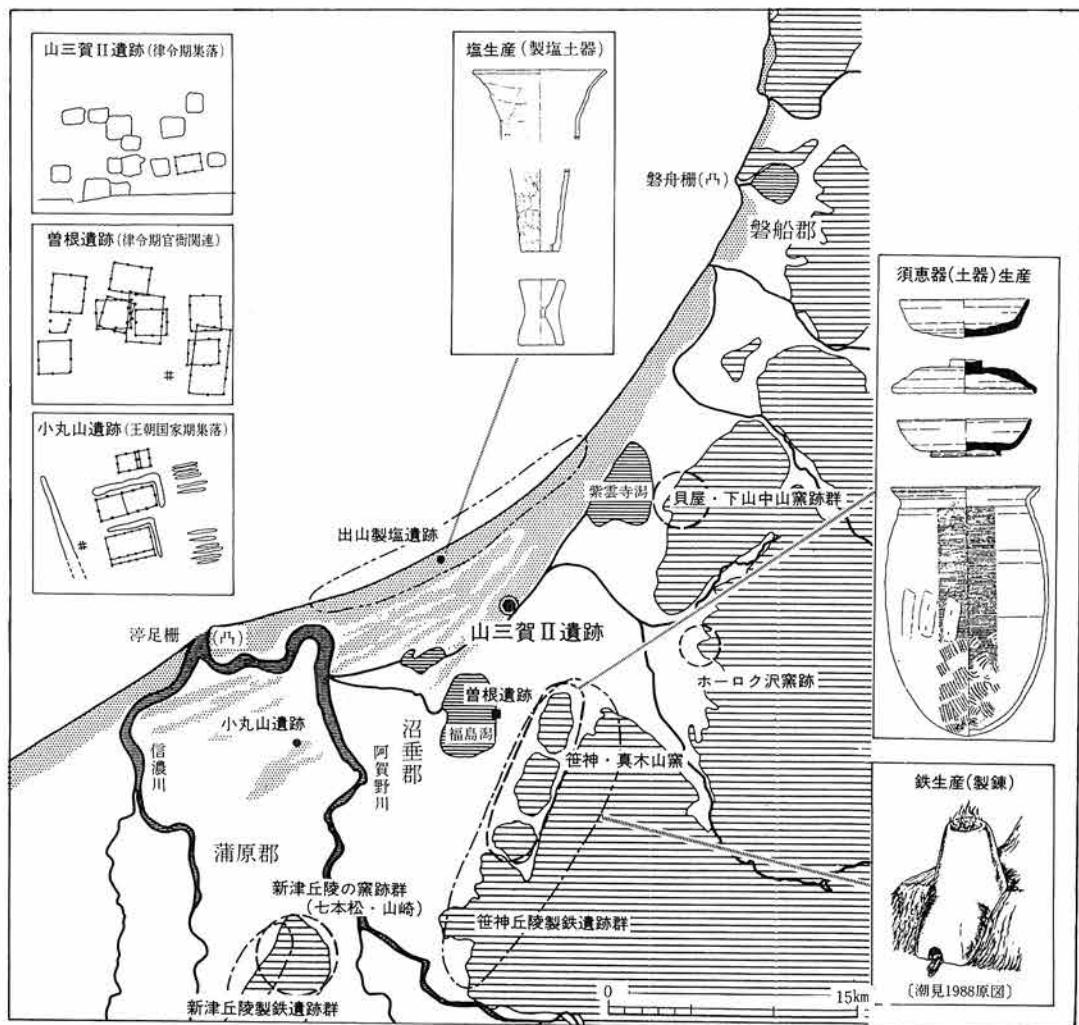
一方、生産関係も8世紀前半に各分野でいっせいにはじまる。まず須恵器生産は阿賀北地方でも8世紀第1四半期にはじまり、大規模な窯群である笹神丘陵の笹神・真木山窯も、おそらくとも第2四半期には開窯し、きわめて活発な生産をおこなう。ここでは須恵器ばかりではなく、土師器もかなり生産されたと考えられ、土器の集中的生産がなされたものと思われる。土器生産を掌握したのは、工人組織の編成にかかる労働力の差配権の所在を前提にすれば、郡司層に比定しうるであろう。笹神丘陵における須恵器生産は9世紀後半には著しく衰退し、まもなく廃絶する。この地域の須恵器生産が律令制をバックにして成り立っていたとすれば、この時期の衰退は当然であろう。

笹神丘陵では須恵器(土器)のほかに、鉄生産も大規模におこなわれている。製鉄遺跡の調査例はごく少なく、生産の開始と衰退の時期はよくわかっていないが、他地域の状況からみて、8世紀前半には開始されるものと推測される。ここではおもに砂鉄を製錬して、鉄素材が生産され、これが本遺跡のような集落にもちこまれ、集落内の鍛冶工房において鉄製品が製作されたと考えられる。製鉄遺跡が須恵器窯と同じ丘陵内に分布する例は北陸地方ではかなり一般的であり、両者の生産が密接な関係をもっていたことが考えられ、鉄生産にも郡司層の関与を想定できよう。¹⁾鉄生産が終る時期も明らかではないが、11世紀には衰退するものと推測しておきたい。

笹神丘陵で生産された須恵器(土器)や鉄素材は生産遺跡の分布からみて、おもに沼垂郡と磐船郡内に供

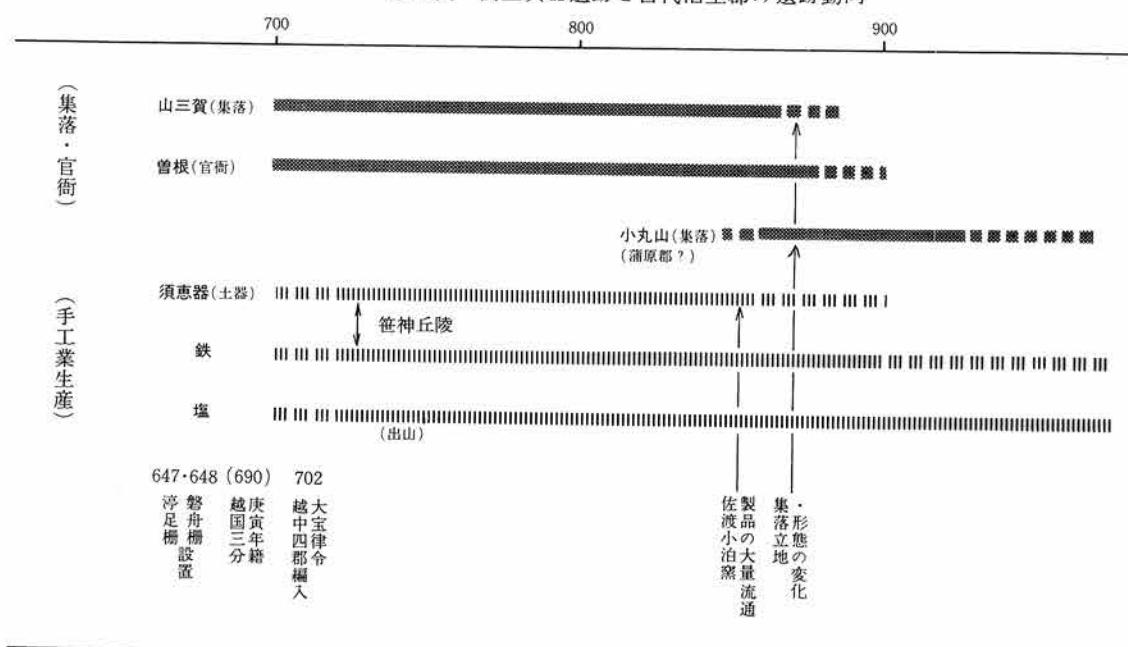
1) 文献史学の立場から、7・8世紀の製鉄経営者は郡司層にあったとする意見がある〔原島1968〕。

4 古代集落としての山三賀II遺跡



第92図 古代沼垂郡の概要図

第18表 山三賀II遺跡と古代沼垂郡の遺跡動向



給されたと考えられる。また、出羽に対する東北経営を考慮すると、ある時期に出羽にも供給されたことも考えられる。ここで想起されるのは 笹神丘陵の眼下に立地する前述の曾根遺跡である。官衙に関連すると考えられるこの遺跡の機能・性格については具体的に示しえないが、須恵器（土器）と鉄の一大生産地をひかえていること、福島潟の湖岸に立地することを考慮すると、須恵器や鉄などの物資の生産と流通にかかるものとの想定もできる〔家田ほか1981〕。福島潟は内水面により新潟平野のほぼ全域、及び阿賀野川・信濃川河口を経て日本海へも通じている。船による物資の流通を考えればまさに好条件である。

生産関係ではこの他に塩の生産がおそらく8世紀前半には始まる。これも調査例が少なくよくわからぬ部分が多いが、越後・佐渡では古墳時代の土器製塩は確認されておらず、7世紀末葉から8世紀初頭の柏崎市刈羽大平遺跡〔品田ほか1985〕が最も古い。沼垂郡内では本遺跡に近い海岸に、新潟市出山遺跡がある。時期は8世紀代の中葉前後と推定される。越後・佐渡の土器製塩は若狭で発達し、能登で確立された技術が伝わったと考えられ、その背景に東北経営との関係も想定されるという〔小嶋1988〕。延暦年間に佐渡・越後両国から出羽の雄勝城と陸奥の志波城に米と塩が送られていること（続日本紀）は、その意味で興味深い。

このように沼垂郡における集落・官衙（関連）の成立・再編、須恵器（土器）・鉄・塩といった手工業生産は、8世紀前半にいっせいに開始する。そこに律令国家を背景にした大きな動きをみることは容易である。鉄や塩の生産は別にして、集落と官衙、そして土器生産は9世紀後半に再び大きな変化が生じる。砂丘上の多くの集落は衰退・廃絶し、おそらく耕地を近くにもつ沖積地内の微高地へ移動すると推定される。新たに成立した集落はすでに竪穴住居が主体ではなく、掘立柱建物が普遍的にみられ、私有地としての明確な「宅地」をもつものも出現していたであろう。そこには自立した経営単位をはっきりと見い出すことができる。この集落の変化は、律令制下の村落を規定していた造籍や班田の制が、9世紀の30年代から急速に解体はじめ、延喜の諸改革を経て10世紀には崩壊するという歴史的事実〔吉田1976〕とも符合する。また、そうした変化をひき起す要因たりえたであろう、農民の自立とそれをささえた生産力の向上も見落とせない。

集落の形態・立地の変化に呼応するかのように、須恵器生産も9世紀後半に急速に衰退する。ここに郡単位、あるいは2～3郡単位の土器の生産・流通体制は崩壊し、海を越えた佐渡小泊窯製品の大量流通がはじまり、国を越えた広域流通が成立する。律令期の生産形態がまさしく律令制と深くかかわっていたことを示しているといえよう。

古代の沼垂郡は大化3年（647）に渟足柵が設置され、畿内王権による「辺境」支配と開発がはじまる。そしてその約半世紀後、律令国家体制が確立し、急速に変貌する。その大きな変貌をもたらした農業生産・手工業生産もある意味で国家の力によって、ささえられていたといえる。これ以降の沼垂郡の歴史をかえりみれば、おそらくこの段階においてのちの沼垂郡の基礎が形成されたと評価しうるであろう。

これまで今回の調査によって得られた成果について述べてきた。発掘面積13,600m²、のべ12ヶ月を要した調査の資料は実にぼう大であった。約130棟の竪穴住居と掘立柱建物という多くの遺構を残していた遺跡の報告としては、本書はあまりにも不備が多い。しかし、この調査によりはじめて明らかにできたことも多いと思う。古代の集落の一部分の調査ではあったが、文献史料からだけではわからないこの地域の歴史の一端は把握できたように思う。山三賀という土地にかつて當まれたひとつのムラの跡にも、歴史の一断面があざやかに投影されている。これが調査・報告を通じて得られた結論である。残された課題は多いが、この成果をもとにこの地域の古代史を解明してゆくことを期し、この報告を終えたい。